

平成30年9月10日（月曜日）午前10時0分開議

○議長（東久保耕也君） 16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） 三橋でございます。いろいろな事情がございます、私も無所属でございます。

本日も一問一答形式で関係理事者に質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

行政の基底的な責務は、国民の生命、身体及び財産を保護することでありまして、消防局の業務は、まさにその第一線を担うものであり、日々の職務遂行に敬意を表す次第であります。

消防及び救急体制の維持、そしてその一層の強化は安全・安心なまちづくりに資するものであり、全ての市民が望むものであることは疑い得ないところであります。一般に救急搬送時間の遅延は、救命率にも大きく影響するものでありまして、奈良市消防局においては、これまでもその短縮に努められてきたところであり、これからもさらなる努力を尽くされる姿勢であることについては重く承知しているところであります。

しかしながら、消防年報などの各資料を分析いたしますと、奈良市消防局における救急出場件数は、近年は増加の一途をたどっている状況にあることが明らかになっておりまして、過去6年間で約3,000件もの増加を確認することができ、搬送時間の短縮に向けた施策に多角的に取り組んでいくことが求められているものと考えます。

そこで、まず消防局長にお尋ねいたしますが、奈良市における救急要請から現場到着までの平均所要時間は、近年はどのような推移にあるかという点につきまして、全国平均との比較を示してお答えください。

以上、1問目といたします。

○議長（東久保耕也君） 消防局長。

○消防局長（藤村正弘君） 三橋議員の御質問に一問一答でございますので、自席からお答えいたします。

救急要請から現場到着までの平均所要時間は、全国と比較してどのようであるかという御質問でございます。

全国の平成29年のデータが公表されておりませんので、平成25年から平成28年の比較とさせていただきます。

現場到着平均時間は、全国では平成25年、28年ともに8分30秒となっております。本市におきましては、平成25年が9分18秒、平成28年が8分47秒で、4年間で31秒の短縮となっておりますが、全国平均には至っていない状況でございます。

消防局といたしましては、今後も時間短縮について努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 救急要請から現場到着までの平均所要時間については、全国平均には及んでいないという状況であるということでございます。

救急車だけでなく、消防車などについても現場到着時間の短縮は優先課題であるということには言うに及ばないところであろうと存じます。

次に、町なかで目にする光景を御紹介いたしますけれども、緊急車両が接近してきた場合には、一般の車両には進路を譲る避讓義務がございますけれども、奈良市内では交通渋滞によって消防車や救急車が先に進めず、やむを得ず渋滞の列の後ろに並ばざるを得ないという状況を見かけることもしばしばございます。

消防局として日常的な交通渋滞が発生している箇所について、具体的な区間や日時等を御説明願えますか。

○議長（東久保耕也君） 消防局長。

○消防局長（藤村正弘君） お答えいたします。

交通渋滞の状況把握につきましては、現場に出しております出動隊からの無線での情報発信、またリアルタイムに発信されております日本道路交通センターの交通渋滞情報等から情報収集いたしまして、出動隊に対しまして情報提供に努めているというところでございます。

また、日常的に見受けられる通勤等による渋滞箇所といたしましては、国道24号線平城山から西九条交差点までの南向き車線、また国道169号線手貝交差から古市町南交差点までの南向き車線がでございます。

さらに、土日祝日の夕方におきましては、大宮道路の県庁東交差点から二条大路南五丁目の交差点までの西向き車線、一条通りの転害門交差から国道24号線に至る西向き車線、二条町交差点から西大寺駅北口周辺で渋滞が発生しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 非常に本市内では多くのところに交通渋滞が見受けられるということでございます。そのような交通渋滞についても緊急車両の移動時間の短縮を阻害する大きな要因となっていることは、容易に想像することができると思います。

そこで、質問通告にも示しておりましたが、緊急車両の進行方向の信号を青色にし、円滑かつ安全に走行させるシステム、現場急行支援システム——FASTとありますが、これが現時点において、全国で16都道府県において整備されていることが私の調査でわかりました。もちろん、既に消防局においても把握されているものと思いますが、これは交通渋滞のためだけの対策というのではなくて、渋滞が発生していなくても、赤信号交差点への進入時の徐行による通過時間の延伸の解消によって、現場到着時間などの短縮の成果が見込め、他県における効果検証においては走行時間が約15%も短縮されたという成果も確認できております。また、赤信号交差点への進入時の交通事故の抑止にもつながり、安全な交通に資するという利点もでございます。

さらに救急車については、青信号になることによって加減速が抑制され、車両の揺れの低減につながり、傷病者の病態の悪化や苦痛の軽減、隊員による傷病者の観察環境が向上することによって、ひいては救命率の向上につながる効果も報告されているところでありまして、このシステムの導入について、奈良市としても積極的に調査、検討を加えていくべき、関係機関との協議を進めるべきと考えますが、消防局長の考えについてお聞かせください。

○議長（東久保耕也君） 消防局長。

○消防局長（藤村正弘君） お答えいたします。

現場急行支援システム——FASTの導入についての考え方でございますが、総務省消防庁に

おきましては、現場急行支援システムに関する検討会におきまして、金沢市で実際に救急車から1カ月間の走行距離をとり分析が行われたと聞いております。その結果、活用していない救急車との比較では、平均13%走行時間の短縮が確認されているところでございます。

その一方で、このシステムが導入からもう十数年経過した中で、現在16都道府県と広く普及していない状況があるように思われます。さきに答弁させていただいたとおり、本市では現場到着までの時間については着実に短縮しております。

今後におきましては、全国の導入状況等を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 搬送時間は、既に短縮傾向にあるから導入しなくてもよいというような認識は、私は間違いだと言わざるを得ないというふうに思います。

現時点でも全国平均より低い水準であって、仮にそうでなくとも、現場到着までの時間や搬送時間、これは、さらなる1分1秒の短縮を目指すべきものでありまして、あらゆる側面から取り組むべきであるということを申し上げておきたい、そのように思いますが、いかがですか。

○議長（東久保耕也君） 消防局長。

○消防局長（藤村正弘君） お答えいたします。

現場到着時間の短縮が被害軽減につながるということは当然のことでございます。そのためには、119番通報を受けてから迅速、そして正確に出動指令を行う。また、出動隊につきましては、道路状況等を勘案しまして、現場までの最短ルートを選択しているという状況でございます。そういったところから不斷の努力をしている中で、今議員のほうから本システムの有効性について御提示をいただいたところでございます。先ほども申し上げましたが、報告書につきましては、平成20年2月に総務省のほうから分析されているというところでございます。

繰り返しの答弁になりますけれども、なかなか全国的に導入が進んでいない点に着目したところでございますので、その点につきまして、現時点では全国の動き、推移を見守っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 搬送時間は既に短縮傾向にある。その努力をしていただいているということは重く承知をするところなんです。

しかしながら、多角的な面でこの件は取り組んでいくべきだというふうに私は思います。

その点はおいても、全国の導入状況等を注視していくという答弁ですね。この点についても私はなかなか理解できない、納得できないところであります。人の命を守る政策についてほかの自治体がどうしているんだ、何がどのように関係するのか私は全く理解できないんですね。

奈良市の地域がどのような現状にあるのか、このシステムにより奈良市内で期待できる効果はどれほどなのかという点は、ほかの自治体とは関係なく、奈良市が責任を持って分析して検討していくべきことだと思うんですね。

まして、この現場急行支援システムについての全国の導入状況、これ、既に16都道府県が導入しているわけですね。全国の3分の1に当たります。導入しているという導入率、極めて高いものだと思います。効果を推しはかる上で既に結果が出ているものというふうに言うべきであるというふうに考えております。ほかの自治体の動向を単に見ていくと、見守っていくという

答弁は、私は、これはやはり納得できないんですね。

私は、導入に向けての調査、検討をこの奈良市内でも行っていくべきではないのか、関係機関との協議を進めるべきではないのかという質問をしているんですね。これをしないという理由の一つもないと思うんですけども、消防局長、なかなかお答えに窮するところかと思しますので、そしたら、市長、答弁いただけますか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 今消防局長が申し上げましたように、他市での取り組み状況は、今情報収集をさせていただいたところでございます。恐らく導入に当たっては、道路の総延長であったり、また交通事情であったり、いろいろな状況が影響してくるのかなというふうに思います。

すぐに入れる入れないという判断は、なかなか難しいところではございますけれども、費用対効果であったり、また他市では、例えば今16の都道府県で導入ということではありますが、なぜそれぐらいでとどまっているのかという観点も含めて、総合的に検証させていただけたらというふうに思っております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私は、この16の都道府県というのが決して低い水準だとは思わないんですね。そしたら、全国で何%の自治体が導入したら、奈良市もやるんだと、そうやって考えるから、奈良市の政策がいつもおくれてきたんじゃないんですか。エアコンの設置もそうですよね、小・中学校、園においても。全国でやり出したから、やっている。私は、人の命を守るこういう政策については、この奈良市という役所があるわけですから、主体的な判断を加えていくべきではないのかということを知っているんですね。

なかなか前向きな答弁をいただけないので、ちょっとやむを得ずさらに深く質問いたしますけれども、救助・救急体制の整備の一環としてこの現場急行システムの整備を図っていく計画はないということなんでしょうか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 先ほどの答弁で意が通じなかったかもしれませんが、導入を全くしないと門前払いをしているわけではなくて、どういう効果があるであろうかと。当然、費用負担がどの程度になるであろうかということも含めて、導入ができるかどうかの実現可能性については、内部でしっかりと検証させていただきたいという考えでございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 内部で検討されるということなんですけれども、この信号の制御システムにかかわることですから、奈良市だけでは不可能なんですね。道路管理者、市以外にも県、国がございますし、信号自体は奈良県警察との協議が必要になってくるということなんです。だから内部で検討ということについても限界があると思うんです。先ほど渋滞の箇所がこだけあるんだということで消防局長にお示しいただきましたけれども、こういう現状にある、あるいは赤信号交差点に救急車あるいは消防車等が進入する。たとえ渋滞がなくても徐行せざるを得ない、事故の危険性もやはり高い。そういうような状況を改善するという必要性はもう既に認識されているというふうに私は思うんですね。ですから、関係機関とのこの協議をですね、協議あるいは情報交換等を進めていくという意味で、私は調査、検討を加えていくべき、そして関係機関との協議の推進ということで質問の通告もさせてもらっていたんですね。

先ほどの質問の繰り返しですけれども、現場急行支援システムの整備を図っていく計画はない

ということかどうか、お聞かせいただけますか。明確にお聞かせいただきたい。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） ちょっとおっしゃっているまさに方向性というのは、それほど大きく違ってないと私は理解しておるんですが、議員御指摘のように、このシステムが市民のどれだけ公益性を増大させるかという観点で実現可能性を検討していきたいというふうに思っています。

それに際しては、先ほど内部での検討、研究というお話を申し上げましたが、御指摘のように市道以外の道路もありますし、警察との連携ということも重要になってくると思いますので、情報交換をしっかりと、市にとって有用なものであるかどうかということしっかりと研究していきたいというふうに思っております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市長、先ほど財源の——財源というか、財政上の観点も御答弁されましたけれども、私調べまして、これ、国費2分の1、県費2分の1なんです。市の持ち出しというのはそれぞれの消防車、救急車へ載せる車載器のみということで非常に低コストで実現可能だと。そして、県においても既に公共のバス等でも同様の取り組みを行っている区間も多いわけですから、そういったシステムとの兼ね合いで、かなり想定されるほどの費用がかからないということで私は県警の方からもお話をいただいております。

計画がないかどうかということですね、私質問しているんですけども、計画は、これ、あるんですよ。奈良県交通安全計画というのがございまして、これは法定された会議で法定の計画なんです。そこにこの交通安全計画に基づき、県の行政機関及び市町村においては交通安全に関する施策を具体的に定めて、これを強力に実施するものとするというふうにあるんですね。これは奈良県内の区域についての交通安全の観点から定められている計画になります。その救助・救急活動の充実という項目について、「救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。」というふうにされているところでございまして、その中で現場急行支援システムの整備という項目が記載されているんですよ、市長。

緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、現場急行支援システムの整備を図るという計画になっているんですね。ですから、今市長がおっしゃっているような答弁内容よりは、もっと踏み込んで積極的に取り組んでいくべきじゃないのかというふうに私思うんです。

そして、これは奈良県が勝手に決めた計画じゃないんですよ、皆さん。この奈良県交通安全計画というのは、奈良県交通安全対策会議というのがございまして、実はこの計画、平成28年度から32年度までに実施する計画だというふうにされているんですけども、この計画を定める奈良県交通安全対策会議の委員に消防局長も入っていらっしたんですね——まあ、ちょっと異動はあったかもわからないんですけどね——だから奈良市が知らないはずないんですね。ですから、今初めて聞いたんだというような雰囲気はこの議場になっていますけれども、そうじゃないんです。これは前から決まっていた。だからこの計画に基づいてやっていくべきだと、私は当然のことを申し上げているんであって、ですから、ちょっと後退したような答弁に私は引っかかりを感じたわけですから、再質問を続けてきたわけでありましてね。

警察庁のほうにも調査の協力をいただいて確認いたしました。基本的には消防車や救急車の運用にかかわることでもありますので、地元消防による要請などを踏まえて整備されていく事例が多

いということ聞いております。そして、奈良県警察におかれましても、奈良市消防局から協議や要望があれば、もちろん受け付けるとまで前向きな対応を示してくださっています。

協議もしない、要望もしていけないということでは、やはり筋は通りませんし、計画ももう既に策定されているわけです。整備を図っていくというふうにもう決められているわけですね。ですから、これに基づいて関係機関との協議を進めていくということによってよろしいのでしょうかということで質問させてもらっているんですが、以上を踏まえて、もう一度市長の御答弁をいただきたいと思います。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） その県の交通安全計画の中で定められているにもかかわらず、県としては、今のところ、県下の市町村全域で導入していくという動きが具体的には見られないという状況かと理解いたしております。

そのあたりが、どういう理由であるのかということも少し気になるところでありますが、今議員御提案の国半分県半分で、市町村はシステムについては整備費が要らないというようなことであれば、非常に導入の実現性というものは高まるのかなというふうに思っております。

ただ一方で、県が乗り気でなければ、そのあたりは動かないというふうにも逆に申し上げられるのかなというふうに思いますので、市といたしましては、先ほど申し上げましたが、このシステムを導入することで、どういうメリットがあるかということをしつかりと確認した上で、関係機関とも情報交換をして検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 奈良県警察においては要望あるいは協議があれば受け付けるという見解を示してくださっていますので、ぜひそこは人の命を守る救命率の向上、こういうところの施策でありますから、ぜひ速やかに取り組んでいただきたいというふうに思います。

少し時間がございません。次にまいりたいと思います。

奈良市内に存する県立奈良高等学校の主要建物についてでございますが、私の文書質問によりまして、地震により倒壊または崩壊する危険性が高いとされている水準にあるということが発覚したとして、市長は二次避難所としての指定を解除されました。この判断については、私は法令に基づく合理的な判断であったものと高く評価しているところであります。そして、平成30年8月31日付で行政手続法に基づいて耐震改修促進法に規定する行政指導等の実施を求めたところがあります。

そこで、お尋ねいたしますが、技術指針に基づく対策を奈良県において速やかに講じるよう、耐震改修促進法に基づく行政指導を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 奈良高校の問題につきまして、これまでもさまざまな御意見をいただきましてまいりました。

市といたしましては、市の施設ではないということもありますので、市に関係する部分として二次避難所の指定を解除するという手続を行わせていただきました。

今後、どのような形で耐震化、また対策を打たれるかということにつきましては、あくまで県の判断ということは大前提でございますけれども、市内に存在をする公共施設であり、また日常的に1,000人を超える生徒さんが過ごされる生活の場であるということを考えれば、何かしらの対策を早急に打つべきというのは、これは県市立場を問わず、行政の長としては同じ考え方では

ないかなというふうに思っております。

対象となる物件が非常に多いという問題はあると考えておりますけれども、県においても既に耐震調査、それから今後の方向性は検討されているとは思いますが、市といたしましても、早急にこの耐震性がないという問題は解決してほしいと考えてはおりますので、市として指導、助言ということ、依頼といいますか、求めるということを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） この防災に関係して、やはり危機管理という面からもありますし、建物の耐震化を図っていくという面ですね。これは中核市として奈良市長に権限がおりてきているわけですから、その建物の所有者が耐震化していない、あるいはする見込みがない、あるいは期間的に不妥当だということであれば、これは、やっぱり権限を行使して指導していくという責務があるわけですから、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。

奈良県に対して既に聞き取りというか資料等の報告徴収、既に行っているということでございまして、既に奈良市においては避難所の解除をしているわけであって、耐震性の調査を終えられているんでないかと私は思うわけですね。直ちに対応を求めたい。これ、技術指針に基づく対策を講じるという当然のことを主張していくわけですから、直ちに対応いただくようお願いをしておきたいと思います。

仮にこのまま指導せず、地震発生時に校舎が倒壊または崩壊したということになれば、奈良市にとっても予見可能性、条理上の責任としての結果回避義務もあるわけですから、市の不作為も問われかねない事案だということを申し述べておきます。

市長、今指導、助言等を行っていくという答弁で私は安心しました。さすが防災について合理的な判断をしていただける市長だということで思いました。想定外の事象をなくしていくということを今国を挙げて全力を尽くしている状況ですね。しかし、これは想定内の事案なんですね。想定内の事案に対して対応していかないというのは、これは論外ですので、しっかりと対応が求められるところですね。

では、次にまいります。

さきの6月定例市議会では、奈良市の条例の不備がないかどうかというのを確認してきたということで申し上げたかと思いますが、私自身の調査も次の段階に入りまして、奈良市地域防災計画の内容について確認してきたところであります。

危機管理監にお尋ねいたしますけれども、災害対策基本法に規定する指定緊急避難場所と指定避難所について、奈良市地域防災計画では法律の趣旨に全く適合していないのではないかとと思われる部分がありまして、説明を加えていただきたいと思います。

どうということかと申し上げますと、指定緊急避難場所というのは文字どおり緊急的に避難する場所でありまして、指定避難所というのはいわば次の段階としての避難先ということであります。

しかしながら、奈良市の場合は指定避難所は147カ所であるのに対して、指定緊急避難場所は市内に16カ所しか設けられていないんですね。おかしいですよ。なぜ指定緊急避難場所のほうが少ないのか、なぜ市内に16カ所しかないのかはどう考えてもおかしいんですね。まさかとは思いますが、地域防災計画に誤りがあるんじゃないかというふうに思うんですが、その点、説明を加えていただけますか。

○議長（東久保耕也君） 危機管理監。

○危機管理監（西岡光治君） 議員の御質問にお答えさせていただきます。

指定緊急避難場所のデータについての御質問でございます。

本市では、指定緊急避難場所を指定避難所である一次避難所の中に指定緊急避難場所と兼ねて指定、告示し、県、国へ報告しているところでございます。

今回、先ほどの議員の御指摘により調査したところ、事務処理の過誤によりまして、平成29年度の修正分の地域防災計画の資料の表記に誤りがございました。本来ならこの区分を指定緊急避難場所と指定避難所の両方が記載されていなければならないところ、この指定避難所のみ記載となっていたことが判明いたしたところでございます。

今後は早急にこの地域防災計画の記載の誤りを訂正し、県への報告を実施するとともに、データ修正時の確認についてもチェック体制を強化し、再発防止に努めて、そしてホームページに掲載されております地域防災計画につきましては、直ちに正しいものに変更し、掲載させていただきたいと考えております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 今議会にも主要な施策の成果説明書ということで提出されておりますけれども、地域防災計画の見直しに対して予算額5万7000円、そして執行額48万9136円もつき込んでいるわけであって、防災会議も奈良市地域防災計画の修正が軽微であったため開催しなかったという記述もございます。これこそ、やはり税金の無駄じゃないかというふうに思います。同じ50万円だったら、私に取り組みさせていただいたら、もっとしっかり見直しますよ。それは冗談ですけれども、やはりこの点はいろんな人の意見を聞いて議員としても今後しっかりと意見させていただきますので、聞く耳を持って見直しに当たっていただきたいというふうに思います。

時間がございませんので、次にまいりたいと思います。

決算の意義、予算編成についてという部分につきましては、分科会に回したいと思います。

かねてより取り上げておりました同報系防災行政無線の整備に関する財政措置についてお聞きいたしますが、さきの6月定例会市議会では、数年以内に集中して整備していくという旨の答弁が市長により行われております。今年度は可聴区域調査が行われ、間もなく結果も出るという時期であります。年度が明けるまでまだ半年もあります。調査結果が出て、その後また来年度まで半年間も待つというような事態になれば、その間また事業が停滞するわけですから遅きに失すると言わざるを得ません。

12月にも定例会市議会が開かれますけれども、今年度の補正予算として設計費用を措置していくという姿勢を望みたいと思いますが、いかがですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） デジタル同報系防災行政無線については、今般の台風や、また大雨など、さまざまな災害発生時にも聞こえにくいというお声をたくさんいただいております。そして、ことしは調査を行っているところでございますが、財政措置につきましては、まず県の市町村振興課に現在の本市の整備状況を説明した結果、おおむね新たな整備については、緊急防災・減災事業債もしくは防災対策事業債の起債対象となるという旨の回答をいただいております。今後、起債のスケジュールについては、県にも確認をした上で進めていきたいと考えております。

また一方で、現在の調査の状況といたしましては、聴取区域調査を実施しており、増設候補地の実測データを作成しております。これらにつきましては、10月下旬に調査結果が出る見込みでありますので、それをもとに整備計画を早期に作成し、実施設計関係予算を平成31年度の当初予

算に盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 8月の総務委員会では緊防債を充てるべきことを私のほうから提案してまいりまして、それを目指していくというような姿勢であるかというふうに思います。この事業債自体は70%ですね。そして、この事業債、平成32年度までの期限が付されているんですね。来年度、平成31年度に設計業務のみを計上するという方針では、単年度の整備というのは難しいと思いますんで、これ、期限を徒過してしまいますよね。そうすると、奈良市にとって財政上の損失をこうむることになるのではないかというふうに思いますが、仮にこの点を考慮しなくとも、数年以内に集中して整備していくという市長答弁を遵守しようと思えば、今年度に設計業務に着手すべきことが順当な判断ではないかということをおし述べておきます。遅くとも来年度の早期の段階で設計業務に入って、一部整備に来年度中に入らなければならない、こういうことになるということでもありますから、その点は6月答弁を遵守していただくように念を押しておきたいというふうに思います。

少し時間がございません。また次にまいります。少し1問目でちょっと時間を使い過ぎてまいりまして、想定外の答弁でしたので、私の危機管理がなっていなかったところをおわびいたしますが、ちょっと項目飛ばさせていただきます。

県立高等学校の再編について、教育長に質問いたします。

平成30年6月8日に計画が発表されて、その後も再三にわたり説明を求めておりますが、県からはいまだに具体的な説明がないという異常な事態だというふうに私は考えております。

8月31日の時点で県教育長から市町村教育長に対して正式な説明が初めて行われたということも聞いておりますが、遅きに失する対応だと言わざるを得ませんし、たったそれだけで各市町村の理解が、認識が深まったかという、そうではないと思います。

私は、かねてよりこの問題は市内の中学生に対する進路指導にかかわる問題であって、中学生ら自身にとっては進路指導、まさに人生にかかわる問題であるにもかかわらず、これは突如として発表されて、その意思形成過程自体についても、県では公になっている表の会議と密室で行われている裏の会議が同時並行で行われて、その内容が全く異なっていたという事件も明らかになっているところであって、県議会でも、わずか数時間という不十分過ぎる審議のみで計画を強行されているという点に問題があるというふうに思います。

そこで、お尋ねいたしますが、今回の再編計画について、県からの情報提供は十分であると認識されているのかどうか、お聞かせください。

○議長（東久保耕也君） 教育長。

○教育長（中室雄俊君） 自席からお答えを申し上げます。

県教育委員会からの情報提供といたしましては、6月に再編計画の発表がなされ、8月31日に県立教育研究所におきまして、奈良県都市教育長協議会の教育長に対しまして、県立高校の再編計画の概要について正式な説明が行われました。

市教育委員会といたしましては、所管する中学校における教育、指導を適切に行うべき責務を負っておりますことから、県立高校の再編におきましても、その責務を果たすための情報を得ていく必要があるというふうに認識をいたしております。

具体的に申し上げますと、特に中学校における進路指導の関係から、仮称奈良県立大学附属高校の地域づくりに関する学科について、あるいは仮称県立国際高校が国際バカロレアの取得を目

指すに当たっての具体的な教育内容や取得の見通しといった各校の教育についての詳細や、各校の想定される競争倍率などの進学についての判断に関する情報が必要であるというふうに考えております。

しかしながら、再編計画の発表が6月に行われた後、本市を初め各市町村の教育委員会に対して、それらの情報提供がされているものの、他に詳細に示されていないため、その点に関する情報提供については、現時点では必ずしも十分なものはなっておらず、今後も県教育委員会に対しまして、そうした情報の提供を求めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 非常に情報が不足していると、県教育長の説明責任が果たされていない状況だというふうに私も思っております。ぜひ市教育長のほうからも、市教委のほうからも情報提供を求めていっていただきたい。十分じゃない場合は、再編計画をやめていただかないといけないというふうに思いますから。

中学生の保護者からも各学校の入学選抜試験の倍率がどうなるかという点、学校から具体的な情報がないという声も私のところに多く届けられているところであります。これ、偏差値序列からの脱却だというような意味不明なことを理念として、理想として掲げられているような計画なんですけれども、偏差値というのは必ず算出されるわけであって、偏差値が50のところ集中していても、そこには偏差値70というのも必ず算出されるんですね、偏差値というのは。だから、そういうものだというのに、偏差値序列からの脱却というのは、これ、本当に意味不明だというふうに思いますね。

各学校に定員が決まっていて入試も行われるわけですから、中学生全員が進学するわけではありませんけれども、高校進学受験を控えておられる、あるいは受験勉強にいそしんでおられる中学生は多いわけですから、高校ごとに定員が決まっていて、入試も行われて、そして基本的には学力に応じた学校選択を迫られるという現実は無視できないんですね。生徒を実験台にするわけにはいかない。現実を見て進路指導をしてあげなければいけない。

この点について、再編計画の影響でどのような倍率になるのかどうかという、こういった現実的な問題について、県に対して市教委のほうから情報提供を求めるなり、県がそれを実施しないというなら、奈良市教委は、奈良市の子供たちのために独自でも志望校調査などをして、その結果の情報を早期に生徒あるいは保護者に対して提供していくというような姿勢が必要だと考えますけれども、その点について教育長の御見解いかがですか。

○議長（東久保耕也君） 教育長。

○教育長（中室雄俊君） お答えを申し上げます。

議員お述べのように、今回の再編計画では市内にございます西の京高校、平城高校、登美ヶ丘高校の3つの高校を2つに再編するなど、今お述べのように、中学生が進路を選択する際に大変大きな影響が生じるものというふうに考えております。

そのような中で、適切な進路選択あるいは進路指導を実現していくためには、生徒、保護者及びそれを指導いたします教員において、進路の決定に当たって考慮すべき事項について、再編計画の影響を把握しておかなければならないというふうに考えてございます。そのため、再編によって進路選択及び進路指導に影響が生じることをないように、県教育委員会に対しまして関係す

る情報の提供を求めて、教員、保護者らへ周知するとともに、必要に応じて適宜、教育委員会としての要望を行ってまいりたいと、このように考えております。

またさらに、市教育委員会といたしましても生徒の進路希望の状況を把握して、生徒や保護者が進路を選択する上で必要となる情報を提供するなど、適切な進路指導に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 奈良県が勝手に計画を強行されているものであるから、本来は情報というのは奈良県から来ないとおかしいんですね。

しかし、それがいまだに不十分だということであれば、もう中学3年生にとっては夏休みも過ぎて、もうすぐ受験だというような時期ですよ。奈良県がしないんだったら奈良市がやる。それが行政の責務だと思いますし、地方自治の緊張関係ですよ。本旨とするところだと思います。

先ほど奈良高校の問題が出ましたけれども、耐震性がない学校への進学を勧めることができますかね。答えは否ですよ。もう聞くまでもないので質問しませんけれども、こういったことを再編計画と耐震性の問題を意味不明に混同してやっていっている県教委の姿勢というのはよくわからない。

次に行きたいと思います。

新富雄橋交差点の改善についてということで通告してございました。

新富雄橋交差点の改善については、交通政策課に対して従前から要望を行ってまいりました。交通渋滞と交通安全の確保のための関係機関との協議状況について御説明をお願いいたします。

○議長（東久保耕也君） 市民生活部長。

○市民生活部長（川尻 茂君） 三橋議員の御質問にお答えします。

新富雄橋交差点周辺の渋滞対策と新富雄橋交差点の安全対策についてでございますが、議員御指摘のエリアは、奈良県下の主要渋滞箇所の一つに特定されており、国・県等の関係者で構成される奈良県渋滞対策協議会において渋滞の解消に向けた対策が協議され、施策の実施に取り組んでおられます。

渋滞の抜本的な解決策は、車線の拡幅等インフラ整備が不可欠と考えられますので、市といたしましてもハード面の整備を県担当部局に要望してまいります。また、平成29年度から奈良県渋滞対策協議会とは別に、本市も奈良土木事務所、県警本部交通規制課、奈良西警察署との情報共有を行い、渋滞解消に向けた協議を継続して行っております。

渋滞の一因となります新富雄橋交差点の中に車を取り残される問題は、交差点が富雄川をまたいで東西に延長しているためであり、ここを短縮して、単純な交差点とする案が県警本部交通規制課から提案されております。

今後も引き続き協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） この交差点については、地域住民の方々から、またそこを通行される人々から改善に向けての強い要望が寄せられているところでございますので、引き続き強力で改善に向けて推進していただきたいというふうに思います。

次にまいります。

平成28年に障害者差別解消法が施行されました。そこで、障害福祉に関して公共窓口における

配慮についてお聞きいたします。

市役所の事務はしゃくし定規だという苦情はよく耳にいたしますけれども、中には視覚障害者に対して代筆を認めずに、自署を求められ困ったというケースもあったということが私のほうにも寄せられております。こういうことは一例であるかなというふうには思いますけれども、障害のある方もいらっしゃることは当然であって、その程度もさまざまありますから、市役所の公共窓口においては、より柔軟な対応を行うべきであるというふうに思います。もちろん、一方で、行政が扱う文書ですから、権利関係を証するような書面などもあって、一線の職員にとっては判断に迷う場合があるということも一定理解できるところであります。

そこで、各部署において所管する法令も、それに基づいて取り扱う文書もさまざまであるわけですから、具体的な職員対応要領の作成に取り組むことに努めるべきだということで障害者差別解消法にも記載されておりますよね。

この点について、奈良市でも取り組んでいくべきだというふうに考えますが、福祉部長いかがですか。

○議長（東久保耕也君） 福祉部長。

○福祉部長（堀川育子君） 三橋議員の御質問に自席よりお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、それぞれの業務の法的根拠に基づき、可能な限りの配慮や工夫を全ての部署において考え、取り組むことは重要であると考えております。これまでもその旨を踏まえた取り組みもしてきているところですが、より一層の障害者に対する配慮の適正化を図り、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

そのための一つといたしまして、まず、職員の障害者への正しい理解を深める必要があると考えてまして、この9月から具体例を挙げ、障害者への対応について庁内での周知、啓発を行っております。今後も引き続き、定期的に啓発を行ってまいりたいと考えております。

さらに、今議員御指摘のございました全庁的に障害に配慮した対応ができるようにするため、障害者差別解消法に基づく職員対応要領の作成に早期に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 福祉部長からかなり前向きな答弁をいただきました。ぜひそのように取り組んでいただきたいと思ひますし、担当部局だけの問題じゃないですね。全庁を挙げて、市長部局だけでもないですし、教育委員会もそうですし、ほかにもいろんな部局がございますよね。そういったところにも浸透させるような形での取り組みをしていただきたいというふうに思ひます。そして、この対応要領作成だけして、実体が伴わなければ意味がありませんので、その点についても中身が伴ったものになるように万全を期していただきたいというふうに思ひます。次に、成人式についてお伺いをいたします。

成人年齢の引き下げによる影響については、ちょっと一旦置いておきます。

平成30年1月に——ことしですね——ことし全国各地で行われました成人式については、成人式における服装に関することについて、衣装会社が営業を突如として取りやめて、その影響で準備していた振り袖はかまです。衣装を着られないというようなケースを報道でもよく取り上げられておりました。

そこで気になったコメントというのは「衣装を着られない。だから成人式には出席しない」というようなものだったんですね。私は、もちろん晴れ着は着られたら、着ることができたらいい

と思うんですよ。けれども、着られないからといって成人式に出席しない、あるいは運営側に対して申し上げれば、出席をそのようにちゅうちょせざるを得ないようなものにしてしまっているというのは、成人式の趣旨に鑑みて改めなければならないというふうに考えております。

中には前述のような特殊事情がなくても、経済的な負担から晴れ着を用意できないという状況も容易に想像できるわけでありまして、主催者たる行政においてもその点に何らかの配慮を加えるべきだというふうに私は考えますけれども、この点についていかがですか。

○議長（東久保耕也君） 教育総務部長。

○教育総務部長（尾崎勝彦君） 三橋議員の御質問にお答えいたします。

例年、成人式は振り袖で参加される方が確かに多くいらっしゃいます。議員お述べのとおり、経済的な理由で振り袖を用意できない方もいらっしゃるであろうということは想像がつかます。

奈良市では住民票を置いている新成人については、成人式参加の案内状を送付しておりますが、服装については、今までは特に何も記載しておりませんでした。しかし、振り袖が用意できないことで成人式への参加をちゅうちょしている人があるのであれば、今後は案内文に服装に関する文言を入れるなどの検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 一定の周知を図るという御答弁でございましたので、その点配慮いただけるということで認識をしております。

成人式もそうですし、今小学校や中学校もそうですよね。晴れの日ですから晴れ着を着られるというのは、もちろんいいことだというふうに思います。

しかしながら、それがあある種の同調圧力のようになって、それを着ることができない、出席しようとしている児童・生徒あるいは方々にとって、晴れ着が着られないから出席するのがためらわれるなどというような運営をしておれば、やはり入学式であっても卒業式であっても、今部長おっしゃったように、成人式と同じ趣旨で改善を図っていかなければならないというふうに私は思います。

ですから、そういった一例で成人式を取り上げましたけれども、その他についても問題意識を持って問題点の把握、また改善に取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

本日は消防車や救急車の円滑で安全な交通についてというところ、また防災対策についてというところを主に質疑、質問させていただきました。

これ、人の命を守るための施策ということで、本当に行政の基底的な責務だというふうに私は思いますし、市民全員が望むものだというふうに思います。特に救急車というのは、何度も乗る方もいらっしゃるかもわかりませんが、人生で数えるぐらいしか乗らないというのがほとんどの市民だと思います。だから、日ごろは注目しないけれども、いざという時に必要なんだということなんですね。広く薄くいろんな人にメリットがあるというような施策、本来、こういう施策に税金を支出していく。これが本来の税金の使い方じゃないかなというふうに私は思っていて、今回この消防・救急体制の整備、また防災対策についてというところで重点的に質問させていただきましたので、その点よく酌んでいただいて、市政運営に生かしていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。